

平成 30 年 9 月 11 日

許可業者の皆様

大阪市環境局事業部  
一般廃棄物指導課長

## 労働安全衛生確保の取組みについて（通知）

先日、全許可業者あてのFAXにおいて周知しているが、許可業者のごみ収集車両（ロータリー車）の投入口に作業員が巻き込まれ、大けがをする重大な労働災害が発生した。

ごみ収集作業の実施にあたり、下記の点に留意し、労働災害等の防止に一層努められたい。

### 記

- 1 ごみ収集車の操作方法や適切な積込み方法などの安全教育を、従業員を雇い入れた場合はもちろん、定期的実施するとともに、周囲への安全にも配慮することなど、安全確保に必要な知識を従業員に十分に身に付けさせること。また、従業員が不慣れなうちは一人での積み込み作業をさせないこと。
- 2 パッカー車の回転板運転中、並びにロータリードラム車のロータリードラム回転中は、運転手（従業員）は、市民・事業者が近づかないよう安全の確保に十分注意を払い、車両から離れるときは必ず回転板・ロータリードラムを止めること。
- 3 各許可業者が設定している収集コースの遵守状況、並びに、注意を要する作業場所での適切な作業実施状況を、適宜、同乗チェックやドライブレコーダーの映像確認等により把握すること。